

「町田市障がい者プラン21-26」後期計画（2024～2026）の策定について

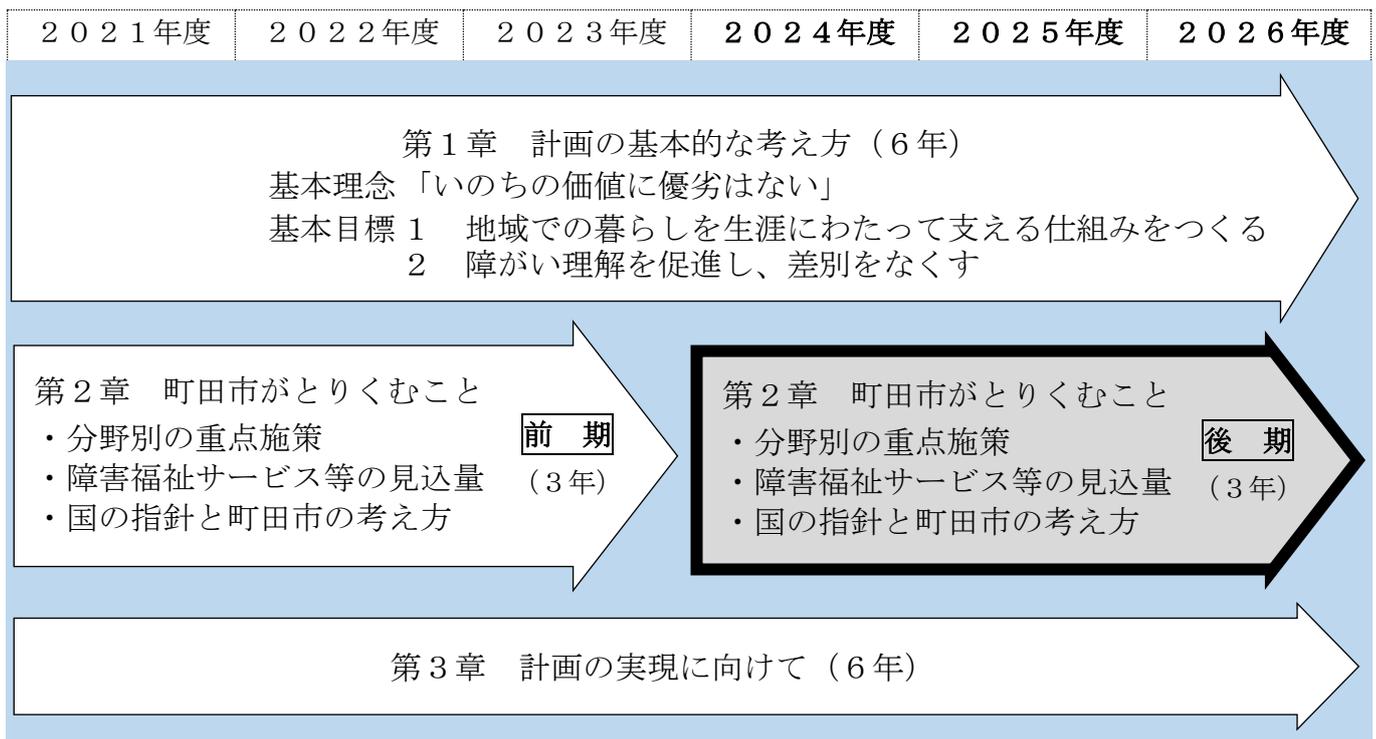
1 計画の趣旨と位置づけ

本プランは、市における障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するため、「町田市障がい者計画」及び「町田市障がい福祉事業計画」を一体的に策定した計画です。

	町田市障がい者計画	町田市障がい福祉事業計画
法的位置づけ	障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」	障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」
計画の性格	障がいがある人の施策の基本計画	障害福祉サービス、相談支援や地域生活支援事業の提供体制について定める計画
策定の内容	学び、文化、スポーツ、相談、家庭、医療、防災など、障がいがある人の暮らし全般にかかる施策の基本理念や方向性	障害者総合支援法の各種サービス（施設通所、ホームヘルプ、短期入所など）の見込量や評価指標
	分野別の重点施策	分野別の重点施策
期間	6年間	3年間

2 計画の期間

2つの計画は期間が異なることから、2021年度から2023年度を前期、2024年度から2026年度を後期としています。



### 3 後期計画のポイント

#### ① 重点施策

後期計画では、基本目標を達成するための「重点施策」として、18の事業を掲げました。重点施策の取り組み内容は、別紙（計画案 概要版）をご覧ください。  
（→ 概要版 P 6～15 参照）

#### ② 見込量

各年度における障害福祉サービス等の実施に関する考え方及び必要な見込量の算出については、下記の通りとしました。

##### 【見込量の算出方法】

後期計画における見込量（2023年度～2026年度）の算出にあたっては、新型コロナウイルス感染症の影響が大きい2021年度及び2022年度の実績は用いず、コロナ禍前の2018年度から2020年度の実績平均から算出することとしました。  
（→ 概要版 P 16 参照）

#### ③ 策定体制

後期計画の策定にあたっては、障がい当事者やその家族、福祉事業者、教育関係者等、幅広くご意見を伺いながら検討を進めました。

##### 【障がい者計画部会委員】

2023年度は、市の附属機関である町田市障がい者施策推進協議会の計画専門部会である「障がい者計画部会」を7回実施しました。障がい者計画部会では、視覚障がい、聴覚障がい、精神障がい等、様々な障がい当事者に参画いただきながら、後期計画の内容検討を進めました。（→ 概要版 P 17 参照）

##### 【「市民の意見を聴く会」の実施】

作成した後期計画案に対する市民の意見を募集する場として、「市民の意見を聴く会」を開催しました。21名の方にご参加いただき、計画案に対するご意見のほか、日常生活における困りごとやサービスを利用する上での要望等、24件のご意見をいただきました。（→ 概要版 P 18 参照）

### 4 計画の推進

- ・ 市のすべての担当部署は、この計画の確実な実現に向けて、それぞれ検討を行い、課題を明らかにし、主体的に取り組みます。
- ・ 取り組みの進捗状況は、町田市障がい者施策推進協議会及び障がい者計画部会を通じて計画の点検と評価を行い、計画の着実な推進を図ります。

### 5 公表方法（2024年4月予定）

- ・ 広報まちだ及び町田市ホームページにて周知
- ・ 町田市ホームページ、市役所1階市政情報課窓口、各市民センター、図書館、町田市障がい者支援センターにて閲覧

# 町田市障がい者プラン 21-26

後期計画  
(2024~2026)

〔 第6次町田市障がい者計画  
町田市障がい福祉事業計画（第7期計画） 〕

計画案 概要版

## 基本理念（一番だいじな想い）

# いのちの価値に優劣はない

町田市では、障がいがある人の施策について 1998 年からずっと「いのちの価値に優劣はない」と考え、市民一人ひとりのいのちの尊さを、等しく輝かせることができるようとりくみをすすめてきました。

町田市の考える「いのち」には、3つの意味がこめられています。

1 「生命」の意味の「いのち」	2 「生活」の意味の「いのち」	3 「人生」の意味の「いのち」
障がいがある人もない人も、さずかった命を大切に、また、大切にされて生きる権利をもっています。	だれもが自分の意志で必要な支援を受けながら、日々の生活を選ぶ権利をもっています。	人生のどのような段階にいても、障がいを理由に制限されることなく、自分の意思で、自分の人生を決める権利をもっています。

これらの「いのち」の尊さは、障がいがある人もない人もみな同じです。

町田市では、市民のだれもがもつこれらの権利を一番だいじにしてこの計画をつくりまします。

## 共生社会の実現に向けて

「いのち価値に優劣はない」という考えは、わたしたちの社会の中に置き換えると、次のような3つの社会につながっています。これらが実現された「共生社会<sup>※</sup>」を目指していく必要があります。

1

### 差別のない社会

すべての人が障がいについての理解を深め、

○障がいを理由とした差別を受けることなく、一人ひとりにあった合理的な配慮<sup>※</sup>が提供される社会

○障がいの有無によって分けへだてられることのない社会

○人格と個性が尊重される社会

2

### 障壁のない社会

障がいがある人の生活を制限しているものや慣例などの障壁・困難が取りのぞかれ、

○あらゆる活動に参加でき、安心して豊かな生活がおくれる社会

○制度・施設・設備・サービス・情報などを利用しやすい社会

3

### ともに生きられる社会

障がいがある人が人生のさまざまな場面で適切な支援を受けながら、

○誰と、どこでどのように暮らすかを自ら選ぶことができる社会

○だれもがともに育ち、学び、暮らすことができる社会

※ 共生社会：障がいの有無にかかわらず、すべての人が互いに人格と個性を尊重しあい、理解しながら生きていく社会のことです。

※ 合理的な配慮：障がいがある人がない人と同等に暮らしたり、学んだり、働いたりといったいろいろな活動をする上で、必要な変更をしたり調整したりすることです。

# 基本視点（大切にしている考え方）

計画をつくるにあたって、3つの視点を意識して検討をすすめました。この3つの視点は、計画をつくるだけでなく、さまざまな施策を実施する際にも大切にしていきます。

## 視点1 「障がいがある人」のとらえ方をひろげる

この計画では、「障がいがある人」を障害者手帳所持者だけでなく、障がいや疾病によって生じる障壁や、まわりの人や社会環境との間における障壁によって生活のしづらさをかかえている人ととらえます。また、支援を受ける対象としてみるだけでなく、自らの意思によって社会に参画する主人公としてとらえます。

## 視点2 自分で決めることを大切にしている

自分に関わることを自分抜きで決められることのない社会の実現が大切です。

この計画をつくる際も、障がいがある人やその家族が、主体的に関わるができるよう配慮するとともに、その意見を尊重しました。

## 視点3 さまざまな障がいや個別の状況に配慮している

施策の検討・実施にあたっては、性別、年齢、国籍、生活の実態などのほか肢体、聴覚、視覚、知的、精神などの障がい並びに発達障がい、難病、高次脳機能障がいに加え、それらの障がいをあわせもついわゆる重複障がいなど個別の状況にも十分留意します。

＜町田市暮らしの状況・生活の困り事に関する調査（以下、「実態調査」）＞

計画を作るにあたっては障がいがある人の状況やニーズを正確に把握し、反映する視点も重要です。そのために、市では2019年度に、「障害福祉サービス等を利用している障がいがある人」「障害福祉サービスを利用していない障がいがある人」「福祉施設入所者」「精神科病院の長期入院者」を対象に、計画策定の基礎資料並びに施策を推進する際の参考とするため、暮らしの状況や生活の困り事などについての調査を実施しました。

実態調査は「町田市ホームページ＞トップページ＞医療・福祉＞障がい者のための福祉＞障がい福祉課からのお知らせ＞町田市暮らしの状況・生活の困り事に関する調査について」でご覧いただけます。

# 基本目標（とりくみの大きな柱）

共生社会の実現に向け、実態調査等の結果を踏まえて、この計画期間の大きな目標として次の2つを定めます。

## 目標1 地域での暮らしを生涯にわたって支える仕組みをつくる

障がいがある人の重度化・高齢化や「親なき後」などの問題があるなかで、障がいがある人が希望に応じ住み慣れた地域で暮らしつづけられるようにする必要があります。

障がいがある人が心と体を健やかに保ち、安心して地域で暮らしつづけるため、福祉はもとより、保健・医療、情報保障、防災、学び・文化芸術・スポーツなどあらゆる分野で障がいがある人に配慮したとりくみや支援体制の整備をすすめることが重要です。

### 調査結果

実態調査では、「将来望む生活」として、「住み慣れた町田市で暮らしたい」という意見が多く寄せられました。

### 【主な意見】

- ・必要な福祉サービスを利用しながら、子どもの頃から住んでいる家のあるこの町で暮らし続けたい。
- ・できれば、住み慣れた地域で暮らし続けたい。
- ・障がい者として特別に扱われる事なく、出来るだけ普通に暮らしたい。
- ・今後も、施設ではなく地域で生活していきたい。

## 目標2 障がい理解を促進し、差別をなくす

障がいを理由に異なる扱いを受けたり、合理的な配慮が受けられないといった障がい者差別を感じている人が多くいます。

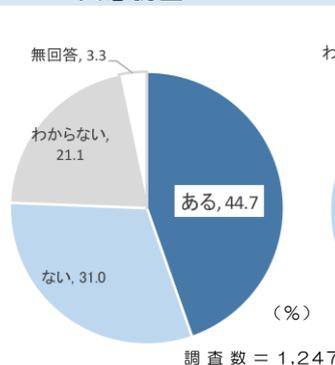
障がいがある人が、分けへだてなく地域社会で暮らせるようにするために、障がい者差別をなくしていく必要があります。すべての市民や事業者等が、障がいや障がいがある人について理解を深めるとともに、障がい者差別を解消する法律等に基づいて、障がいがある人の権利を擁護していくことが重要です。

### 調査結果

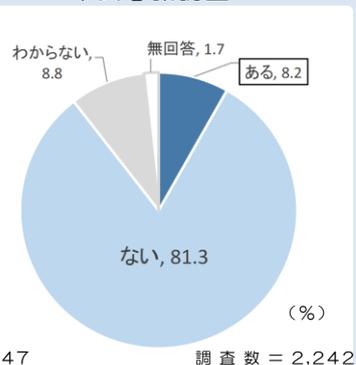
実態調査では、障がいがあることを理由に差別を受けた経験があると答えた人が44.7%にのびました。一方、市民意識調査<sup>※</sup>では、日常生活で差別感を感じている人は8.2%にとどまっており、障がいの有無の違いで、経験や認識に大きな差があることがうきばりになっています。

※2018年度町田市市民意識調査  
(障がいがない人も対象にした調査です)

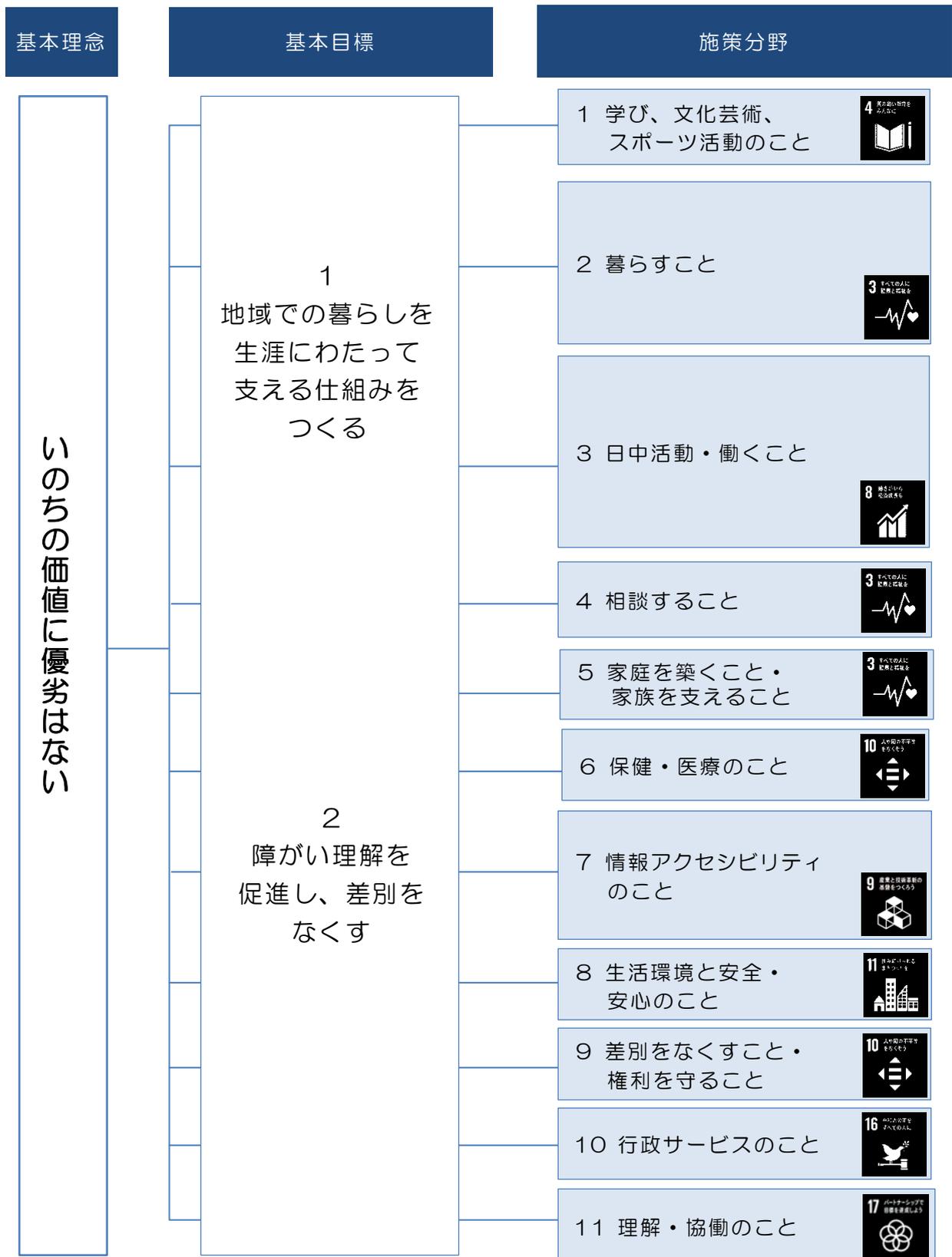
実態調査



市民意識調査



# 施策の体系（とりくみの全体像）



## 重点施策（実行プラン）

前 期（2021～2023 年度）	後 期（2024～2026 年度）
【重点 1】小学生を対象とした障がい者スポーツ体験教室開催	【重点 1】小学生を対象とした障がい者スポーツ体験教室開催
【重点 2】障がいがある人の学習成果を発表する場の充実	【重点 2】障がいがある人の生涯学習機会の充実
【重点 3】地域生活支援拠点等が有する機能の充実	【重点 3】地域生活支援拠点等が有する機能の充実
【重点 4】精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた保健・医療・福祉の連携	【重点 4】精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた保健・医療・福祉の連携
【重点 5】重い障がいがある人が利用できるグループホームのあり方の検討	【重点 5】グループホームの支援の質の向上に向けたとりくみ及び基盤整備の実施
【重点 6】既存の事業所の活用による、重い障がいがある人の日中活動の場の確保方策の実施	【重点 6】重い障がいがある人が利用できる生活介護事業所の整備方針の策定
【重点 7】障がいがある人の就労に関する実態調査	【重点 7】障がい者雇用の促進に関するとりくみ
【重点 8】障がい者就労・生活支援センター等を中心とした連携強化会議	
	【重点 8】（仮称）ワークサポートルームの設置と雇用の拡大
【重点 9】相談支援体制の強化	【重点 9】相談支援体制の強化
【重点 10】課題を抱え孤立している障がいがある人・家庭への相談支援	【重点 10】課題を抱え孤立している障がいがある人・家庭への相談支援
【重点 11】短期入所事業所の基盤整備	【重点 11】短期入所事業所の基盤整備
【重点 12】医療機関に対する障害者差別解消法及び町田市条例の周知	【重点 12】医療機関に対する障害者差別解消法及び町田市条例の周知
【重点 13】手話通訳の普及促進	【重点 13】聴覚障がいの理解及び手話の普及促進
【重点 14】市からの情報発信のバリアフリー化推進事業	【重点 14】市からの情報発信のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進
【重点 15】サービス・支援機関等の情報提供事業	
【重点 16】避難体制の充実	【重点 15】避難体制の充実
【重点 17】障がい者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例制定	【重点 16】障がい者差別解消の推進に向けた会議体制の整備
【重点 18】行政窓口における意思疎通の環境整備	【重点 17】行政窓口における意思疎通の環境整備
【重点 19】理解促進研修・啓発事業	
【重点 20】支援人材対策事業	【重点 18】障がい福祉人材の確保方策

重点施策 1	➡	P8
重点施策 2	➡	P8
重点施策 3	➡	P9
重点施策 4	➡	P9
重点施策 5	➡	P9
重点施策 6	➡	P10
重点施策 7	➡	P10
重点施策 8	➡	P10
重点施策 9	➡	P11
重点施策 10	➡	P11
重点施策 11	➡	P12
重点施策 12	➡	P12
重点施策 13	➡	P13
重点施策 14	➡	P13
重点施策 15	➡	P14
重点施策 16	➡	P14
重点施策 17	➡	P14
重点施策 18	➡	P15

# 分野別のとりくみ

計画では11の分野で「現状と課題」「主なとりくみ」を整理しています。この概要版では、主なとりくみのうち、重点施策（基本目標を達成するため重点的にとりくむことの方向性）とそれに対応する具体的なとりくみを紹介します。

## 1 学び、文化芸術、スポーツ活動のこと

<b>重点施策 1</b>	<b>事業名</b> 小学生を対象とした障がい者スポーツ体験教室開催
	障がい者スポーツの普及啓発を通じ、障がい理解をひろげます。
<b>前期計画の振り返り</b>	
<b>後期計画でのとりくみ</b>	
前期計画では、新型コロナウイルスの影響によりパラバトミントン体験教室を開催できない期間がありました。3か年で約3,000人の小学生に参加していただきました。	後期計画では、パラバトミントン体験教室等の参加人数を増やし、より一層の参加機会の拡大を図り、障がい者スポーツの普及啓発や障がいへの理解促進につなげます。

<b>重点施策 2</b>	<b>事業名</b> 障がいがある人の生涯学習機会の充実
	障がいがある人が学び続けられるように、社会教育（生涯学習）の機会や内容の充実に向けとりくみをすすめます。
<b>前期計画の振り返り</b>	
<b>後期計画でのとりくみ</b>	
前期計画では、「障がいがある人の学習成果を発表する場の充実」として、これまでとりくんできた障がい者青年学級事業（主に知的障がいがある人を対象）に加えて、障がいに応じた学習講座として、2021年度は聴覚障がい、2022年度は視覚障がい、2023年度は身体障がいに関する講座を開催しました。障がいの有無に関わらず、グループごとに意見交換や発表を活発に行ったことで、講座終了後もサークルの設立等により参加者同士のつながりが保たれています。	後期計画では、「障がいがある人の生涯学習機会の充実」として、障がい者青年学級事業に焦点を当て、より多くの障がいがある人が学び続けられるよう、事業の見直しをおこない、新しい仕組みづくりにとりくみます。

## 2 暮らすこと

<b>重点施策 3</b>	<b>事業名</b> 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
	地域生活支援拠点等の整備及び充実をはかり、障がいがある人が地域で自立した生活をおくれるような支援体制を構築します。
<b>前期計画の振り返り</b>	
<b>後期計画でのとりくみ</b>	
前期計画では、地域生活支援拠点等の整備に向けて「町田市地域生活支援拠点事業実施要領」を策定し、5事業所（2023年10月時点）を地域生活支援拠点として指定しました。また、町田市障がい者施策推進協議会・相談支援部会において、緊急時の支援機関の連携や役割について議論し、緊急対応するための個別対応シートのひな形を作成しました。	後期計画では、指定事業所数を増やし、より一層の拠点機能の充実を図るとともに、地域生活支援拠点等の機能について、年1回以上、運用状況の検証・検討をおこないます。

<b>重点施策 4</b>	<b>事業名</b> 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた保健・医療・福祉の連携
	保健所及び市内精神科病院、障がい者支援センター等との定期的な連携をはかります
<b>前期計画の振り返り</b>	
<b>後期計画でのとりくみ</b>	
前期計画では、町田市地域精神保健福祉連絡協議会の専門部会として「障がい福祉部会」と「保健所部会」を設置し、協議する体制を整備したほか、病院への訪問を通じて退院支援のとりくみ等を確認し、病院、相談支援事業所、訪問看護事業所等の精神障がいに関わる事業者による課題共有や意見交換をおこないました。	後期計画では、引き続き病院と地域の支援者との連携を強化し、精神障がいがある人の地域生活を支える基盤整備をおこないます。

<b>重点施策 5</b>	<b>事業名</b> グループホームの支援の質の向上に向けたとりくみ及び基盤整備の実施
	グループホームの開設相談のほか、施設整備補助は可能な限り実施します。特に重い障がいがある人が利用しやすい基盤の整備につとめます。
<b>前期計画の振り返り</b>	
<b>後期計画でのとりくみ</b>	
前期計画では、重い障がいがある人が利用できるグループホームのあり方について会議の実施や施設訪問等をおこなった結果、人材不足の課題が特に深刻であることがわかり、さらに調査・検討が必要となりました。	後期計画では、計画的に施設を訪問し、当事者のニーズ把握や人材不足などのグループホームの運営課題等の事例収集を丁寧におこない、施策の立案・実施につなげていきます。

### 3 日中活動・働くこと

<b>重点施策 6</b>	<b>事業名</b> 重い障がいがある人が利用できる生活介護事業所の整備方針の策定
	市内には、車いす利用者や重い障がいがある人、強度行動障がいがある人、医療的ケアが必要な人が利用できる事業所が少ないため、日中活動の場の確保を支援していきます。
<b>前期計画の振り返り</b>	
前期計画では、「既存の事業所の活用による、重い障がいがある人の日中活動の場の確保方策」として、重い障がいがある人を受け入れている生活介護事業所の支援の工夫などの好事例集を作成しました。市内事業所に好事例集を配布するとともに、事業所支援のあり方の検討をおこないました。	<b>後期計画でのとりくみ</b>
	後期計画では、検討を踏まえ、重い障がいがある人が利用できる生活介護事業所の整備方針を策定し、日中活動の場の確保のためのとりくみを着実にすすめていきます。

<b>重点施策 7</b>	<b>事業名</b> 障がい者雇用の促進に関するとりくみ
	市内の企業や公的機関に対して、障がい者雇用や障がい理解を促進するためのはらたきかけをおこない、障がいがある人が身近な地域で働くことができる環境をととのえます。
<b>前期計画の振り返り</b>	
前期計画では、障がいがある人の就労に関する実態調査を実施しました。調査結果をまとめた報告書及び企業での障がい者雇用のとりくみをまとめたパンフレットを作成し、企業へ配布するなど活用に努めました。	<b>後期計画でのとりくみ</b>
	後期計画では、ハローワーク等の関係機関と連携し、障がい者雇用率未達成の企業に直接訪問します。訪問では、前期計画の調査結果を活用し、障がい者雇用を丁寧に啓発することで、雇用促進に向けたとりくみを着実にすすめます。

<b>重点施策 8</b>	<b>事業名</b> (仮称) ワークサポートルームの設置と雇用の拡大
	2021 年度から開始した「町田市職員障がい者活躍推進計画」※に基づき、法定雇用率の達成を目指します。あわせて、障がいがある職員が安心して働き続けられるよう、職場の環境づくり、障がい理解や相談体制の充実等をはかります。
<b>前期計画の振り返り</b>	
前期計画では、障がい者就労・生活支援センター等を中心とした連携強化のための会議体を設置し、課題や相談事例を様々な支援機関で共有できる体制を構築しました。	<b>後期計画でのとりくみ</b>
	後期計画では、新たな重点施策として「(仮称) ワークサポートルームの設置」を掲げ、市役所の障がい者雇用の拡大にとりくんでいきます。

## 4 相談すること

<b>重点施策 9</b>	<b>事業名</b> 相談支援体制の強化	
	障がい者支援センターと民間の相談支援事業所の支援力のさらなる向上に引き続きとりくんでいきます。	
<b>前期計画の振り返り</b>		<b>後期計画でのとりくみ</b>
前期計画では、障がい者支援センター及び市内相談支援事業所を対象に、講習会や連絡会等を開催し、活発に情報交換・事例検討をおこないました。さまざまな障がい種別の相談事例を共有できたことで、各事業所の相談の幅を広げるとともに、支援力の向上につながりました。		後期計画では、引き続き町田市障がい者支援センターを相談支援体制の中核としながら、市と民間相談支援事業者の3者が協働して研修・連絡会を開催し、総合的に問題解決ができる、切れ目のない支援のための相談支援体制の強化を図ります。

<b>重点施策 10</b>	<b>事業名</b> 課題を抱え孤立している障がいがある人・家庭への相談支援	
	課題を抱え、孤立している障がいがある人・家庭に対する情報提供や相談支援、訪問支援をおこなっていきます。	
<b>前期計画の振り返り</b>		<b>後期計画でのとりくみ</b>
前期計画では、2022年度に愛の手帳、2023年度に身体障害者手帳をもつ19歳から64歳までの方で、孤立している恐れがある障がいがある人・家族を対象に、アンケート調査並びに電話調査及び訪問調査を実施しました。さらに、調査結果をまとめデータベースを作成しました。また、状況に応じて障害福祉サービス等を紹介し、障がい者支援センター等が継続的な関わりができるように支援しました。		後期計画では、引き続き相談支援とモニタリング等を実施します。2026年度は愛の手帳をもつ19歳から64歳の方を対象に実態調査を実施し、データベースの更新を行い、障がい者支援センターをはじめとした関係機関による相談支援や見守りに活用します。

## 5 家庭を築くこと・家族を支えること

重点施策 11	<b>事業名</b> 短期入所事業所の基盤整備 障がいがある人を支えている家族に対しての相談支援の充実や、レスパイトケアを行う事業所の基盤整備等に引き続きとりこんでいきます。	
	<b>前期計画の振り返り</b>	<b>後期計画でのとりくみ</b>
	前期計画では、既存の短期入所事業所にヒアリング調査を実施したほか、市内の短期入所利用者数や内訳、稼働状況などの現状を確認しました。結果を踏まえ、町田市ホームページで短期入所のニーズが高いことを伝え、グループホームの開設相談において、短期入所の併設を促してきました。	後期計画では、より利用しやすいサービス基盤が整備されることを目標に、引き続き①地域ごとの利用状況やニーズの分析、②地域ニーズを踏まえた開設促進にとりくみます。

## 6 保健・医療のこと

重点施策 12	<b>事業名</b> 医療機関に対する障害者差別解消法及び町田市条例の周知 障がいがあっても安心して地域の医療機関を受診できるよう、医療機関に対して障害者差別解消法及び町田市条例の周知などをおこない、合理的な配慮などの協力を求めます。	
	<b>前期計画の振り返り</b>	<b>後期計画でのとりくみ</b>
	前期計画では、診療所、助産所、施術所に対し、厚生労働省「平成 29 年障害者総合福祉推進事業」の一環として発行されたパンフレット「医療機関における障害者への合理的配慮事例集」を活用し、合理的な配慮への理解を求めてきました。	後期計画では、障害者差別解消法に加えて、2024 年に制定した町田市の障がい者差別解消に関する条例を周知し、障がいがあっても安心して地域の医療機関を受診できるよう、障がい理解を求めていきます。

## 7 情報アクセシビリティ※のこと

※ 情報アクセシビリティ：年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどりつけ、不自由なく使える利用しやすさのことを言います。

<b>重点施策 13</b>	<b>事業名</b> 聴覚障がいの理解及び手話の普及促進	
	聴覚障がい者及び音声又は言語機能障がい者（以下「聴覚障がい者等」）が、さまざまな場所で必要な情報が得られコミュニケーションをとりやすくなるよう、手話奉仕員や手話通訳者の育成を行います。	
<b>前期計画の振り返り</b>		<b>後期計画でのとりくみ</b>
前期計画では、手話通訳者の設置範囲の拡大にとりくむこととしていましたが、設置範囲が多岐にわたるのに対し、手話通訳者の人数には限りがあるため、手話通訳者の各機関での常駐は困難だという現状を確認しました。		今後、聴覚障がい者へのボランティアや手話通訳者を着実に増やしていく必要があることから、後期計画では、手話講習会における聴覚障がいの理解を深めるとりくみを通じて、聴覚障がい者へのボランティアや手話通訳者の確保・育成を図ります。

<b>重点施策 14</b>	<b>事業名</b> 市からの情報発信のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進	
	発行物の作成や情報提供をおこなう際は、障がいや疾病に対応したかたちで情報提供するなど、知的障がい等も含め障がいがある人が情報を取得しやすくなるようにとりくみます。	
<b>前期計画の振り返り</b>		<b>後期計画でのとりくみ</b>
前期計画では、情報発信のバリアフリー、ユニバーサルデザインに関する職員への研修等をおこない、研修内容を採り入れた取組が実施されるなど、職員の情報バリアフリーに対する意識の向上が見られました。		後期計画では、デジタル化による最新のツールやとりくみを含んだ「情報バリアフリーハンドブック」を改訂し、引き続き職員への周知をおこなうとともに、情報発信をおこなう事業者等に対する周知啓発にとりくんでいきます。

## 8 生活環境と安全・安心のこと

重点施策 15	<b>事業名</b> 避難体制の充実 障がいがある人の避難施設における生活環境を保護し、適切なケアをおこなえるようにとりくみます。	
	<b>前期計画の振り返り</b> 前期計画では、「町田市風水害時避難施設開設・運営モデルマニュアル」や「町田市避難施設感染症防止対策マニュアル」、要配慮者の滞在スペースについて定めた「避難施設データベース」の見直しをおこなうとともに、避難施設を開設する職員に周知しました。	<b>後期計画でのとりくみ</b> 後期計画では、障がいがある人の避難先の充実を図り、新たに避難施設の確保にとりくみます。

## 9 差別をなくすこと・権利を守ること

重点施策 16	<b>事業名</b> 障がい者差別解消の推進に向けた会議体制の整備 障がいを理由とする差別の解消を目的とした新たな会議体を設置します。	
	<b>前期計画の振り返り</b> 前期計画では、障がいがある人への理解促進と差別解消の推進を目的とした「（仮称）町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」を制定しました。	<b>後期計画でのとりくみ</b> 後期計画では、障がい理解を促進するため、市・障がい関係者・関係機関等で構成する（仮称）障がい者差別解消支援協議会を設置し、障がい理解を深めるとりくみの協議を計画的に実施するとともに、協働による講演会や研修の開催など啓発活動をおこないます。

## 10 行政サービスのこと

重点施策 17	<b>事業名</b> 行政窓口における意思疎通の環境整備 障がいがある人がスムーズに行政手続きができるよう、適切な配慮と支援をおこないます。	
	<b>前期計画の振り返り</b> 前期計画では、市役所の他部署窓口に対して、2021年度に221件、2022年度に181件の手話通訳者の派遣をおこないました。	<b>後期計画でのとりくみ</b> 聴覚障がいがある人が訪れる頻度の高い窓口からの依頼が多く、訪れる頻度の低い窓口では筆談で対応し、手話通訳者派遣が活用されていない可能性があることから、後期計画では、庁内部署への手話通訳者派遣制度の周知を図ります。

## 11 理解・協働のこと

重点施策 18	事業名 障がい福祉人材の確保方策	
	市や事業所、関係機関がそれぞれの強みを生かして協働し、人材確保につながるとりくみをおこないます。	
	前期計画の振り返り	後期計画でのとりくみ
	前期計画では、社会福祉協議会や事業所等と共催で福祉のしごと相談・面接会を開催するなどの人材確保のとりくみをおこなってきました。しかし、依然として慢性的な人材不足は解決していません。	若者が障がい福祉の分野に関心をもってもらうよう働きかけをおこなうことが重要だと考え、後期計画では、児童・生徒・大学生等に対して障がい福祉に関する仕事の魅力を伝え、将来的な人材確保を目指していきます。あわせて、引き続き人材確保に向けた国や都への働きかけをおこないます。

# 国の指針と町田市の考え方

---

「町田市障がい福祉事業計画（第7期計画）」は、国が示す基本指針と町田市の実情を踏まえて策定します。なお、障害児通所支援等の障がい児施策については、「（仮称）子ども発達支援計画行動計画 2024～2026（第三期障害児福祉計画）」の中でとりあつかうものとしします。

項目 1 **福祉施設の入所者の地域生活への移行**

項目 2 **精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築**

項目 3 **地域生活支援の充実**

項目 4 **福祉施設から一般就労への移行等**

項目 5 **相談支援体制の充実・強化等**

項目 6 **障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築**

## 障害福祉サービス等の実績及び見込量

---

2021年度及び2022年度における障害福祉サービス及び地域生活支援事業の実績値と、2023年度から2026年度までの見込量を算出しています。

訪問系サービス……………居宅介護、重度訪問介護、同行援護 など

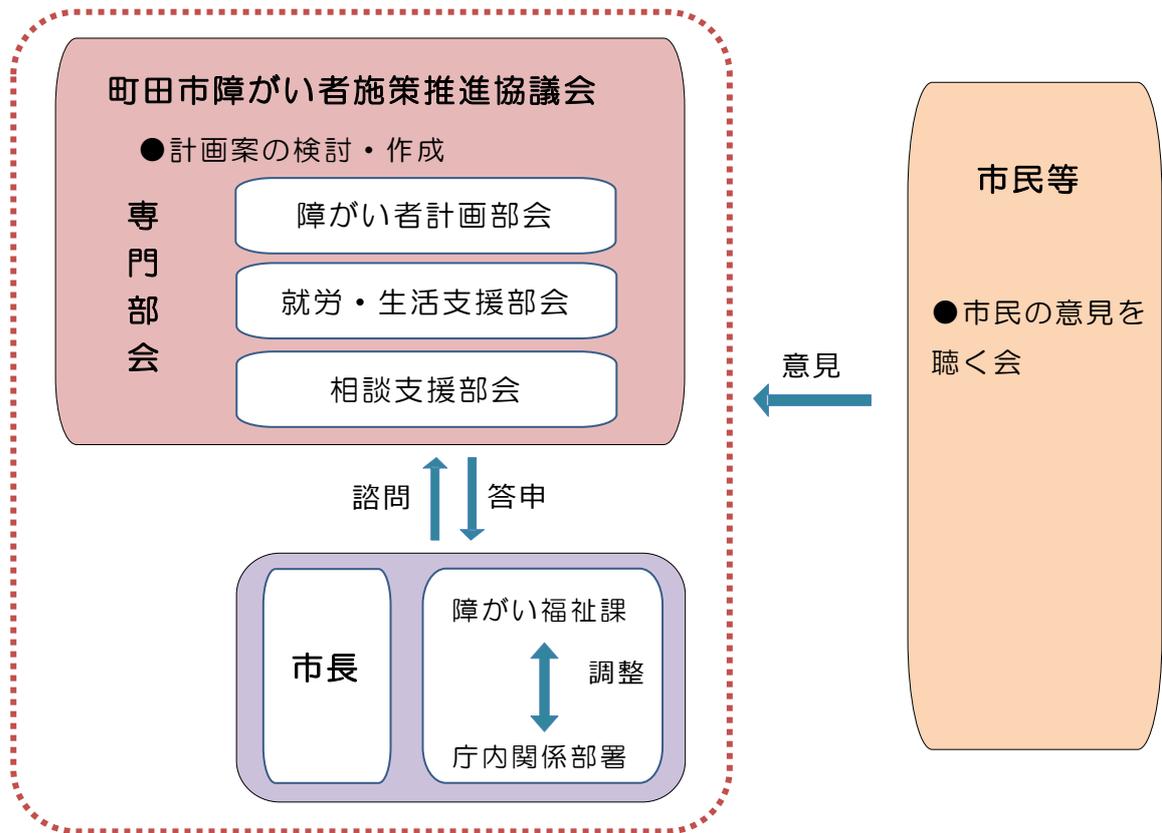
日中活動系サービス……………生活介護、就労継続支援B型 など

居住系サービス……………共同生活援助（グループホーム）など

相談支援……………基本相談支援、計画相談支援 など

地域生活支援事業……………意思疎通支援事業（手話・要約筆記）など

# 計画の策定体制



## 障がい者計画部会の委員構成



## 「市民の意見を聴く会」の実施について

### (1) 目的

障がい者プラン21-26（後期計画）の策定にあたり、作成中の素案に対する市民のご意見を伺うことで、計画に市民意見を反映すること

### (2) 実施日時

2024年1月13日（土） 午前10時00分～正午

### (3) 実施場所

町田市庁舎3階 会議室3-2、3-3

### (4) 対象者及び周知方法

市内在住、在勤、在学の方を対象として、「広報まちだ」12月1日号及び町田市ホームページへの掲載の他、町田市障がい者施策推進協議会及び専門部会委員を通じて市内の障がい関連団体に周知しました。

### (5) 寄せられた意見の内訳

21名の方にご出席いただき、24件のご意見をいただきました。お一人から複数のご意見をいただいた場合は、趣旨ごとに分けて集計しています。

### (6) 主なご意見の概要と計画案への対応

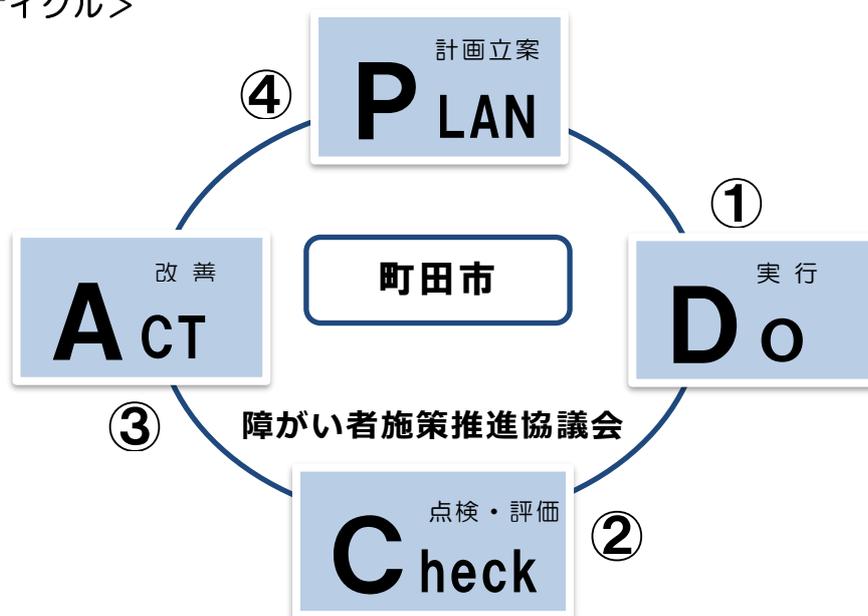
NO.	ご意見の概要	計画案への対応
1	重点施策5「グループホームの支援の質の向上に向けたとり組み及び基盤整備の検討」について、検討をしている場合ではない。深刻な現状を踏まえて、重い障がいがある人が利用できる支援をしていくといった内容に変更してほしい。	ご意見を踏まえて、計画案の記載内容を修正しました。
2	重点施策6「重い障がいがある人が利用できる生活介護事業所の整備方針の策定」について、どのようなタイプの生活介護事業所が、毎年どのくらい必要になるのかを調査し、そのための準備をしていく、といった支援が必要だと思う。	重点施策の整備方針を検討するうえで、いただいたご意見を参考にします。
3	重点施策8「(仮称)ワークサポートルームの設置と雇用の拡大」について、大きな一歩だと嬉しく思う。事業内容は今後どのように検討していくのか。専門家チームとしてどのような人が入るのか。また、モデルとしている自治体はあるのか。	現時点では検討段階のため、今後の検討状況は計画の進捗管理の中で随時報告していきます。
4	情報アクセシビリティについて、視覚障がいや聴覚障がいに関しては記載があるが、知的障がいについては記載がないので、追記してほしい。情報が得られやすいように工夫してほしい。	ご意見を踏まえて、計画案の記載内容を修正しました。

## 計画の点検と評価

計画策定後は重点施策の進捗状況、サービス提供の体制や実績を点検、評価し、その結果に基づいて改善していくという、「PDCA」のサイクルが必要です。

庁内における進捗状況の把握とともに、計画策定に向けて内容検討をおこなってきた町田市障がい者施策推進協議会及び障がい者計画部会を通じて、計画の点検と評価をおこない、必要に応じて改善をはかります。

### <PDCAサイクル>



- ① 市のすべての担当部署は、この計画の確実な実現に向けてそれぞれ検討をおこない、課題を明らかにし、主体的にとりくみます。
- ② そして毎年度、この計画のすすみ具合をまとめ、町田市障がい者施策推進協議会に報告します。
- ③ 町田市障がい者施策推進協議会及び障がい者計画部会は、障がいがある本人や関係者の意見をきき、必要があると認めたときには、計画の変更や事業を見直しなどの改善案を考えます。
- ④ 市は町田市障がい者施策推進協議会の検討内容を踏まえ必要に応じ計画の変更や事業の見直しにとりくみます。

# 計画の策定経過

	障がい者施策推進協議会	障がい者計画部会	他の部会	議会
2023年 2月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2022年度第4回協議会</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市長からの諮問</li> <li>○後期計画の検討スケジュール確認</li> </ul>			
3月				<div style="background-color: #fce4ec; padding: 2px;">行政報告</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>○計画策定の方針の説明</li> </ul>
5月		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第1回計画部会(全体会)</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>○2022年度の実績振り返り</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第1回 就労・生活支援部会 相談支援部会</div>	
6月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2023年度第1回協議会</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>○2022年度の実績振り返り</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第2回計画部会(作業部会)</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>○2022年度の実績振り返り</li> <li>○国の指針の情報共有</li> </ul>		
7月		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第3回計画部会(作業部会)</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>○後期計画案の検討 (サービスの見込量等)</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第4回計画部会(全体会)</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>○後期計画案の検討 (重点施策等)</li> </ul>		
8月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2023年度第2回協議会</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>○後期計画案の検討・修正</li> </ul>		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第2回 就労・生活支援部会 相談支援部会</div>	
9月		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第5回計画部会(作業部会)</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>○後期計画案の検討 (サービスの見込量等)</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第6回計画部会(全体会)</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>○後期計画案の検討 (重点施策等)</li> </ul>		
10月				
11月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2023年度第3回協議会</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>○後期計画案の検討・修正</li> <li>○市民の意見を聴く会の実施について</li> </ul>			
12月				
2024年 1月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市民の意見を聴く会</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第7回計画部会(全体会)</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>○後期計画案の作成</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第3回 就労・生活支援部会 相談支援部会</div>	
2月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2023年度第4回協議会</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>○後期計画案の検討・承認</li> </ul>			
3月	<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">市長へ答申</div>			<div style="background-color: #fce4ec; padding: 2px;">行政報告</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>○計画策定及び概要について</li> </ul>
<b>(市) 計画の策定</b>				